

# 山梨県看護協会における新型コロナウイルス（COVID-19）感染予防対策

## 【研修】

### 1. 研修受講者への対応

#### 1) 研修開始前

(1) 山梨県看護協会の判断による研修開催中止について

- ①山梨県看護協会長は、国内発生状況、職員・研修生等感染状況に基づき研修等開催の可否・方法を判断する。短期研修（1日のみ）については、研修開催3日前までに決定する。
- ②中止の場合には、各担当部署より、管理者ないし受講者に連絡する。

(2) 受講者の体調による受講見合わせ

- ①新型コロナウイルス（COVID-19）感染症と診断されている。
- ②研修当日から2日間をさかのぼり感染症を疑う症状がある場合、参加の有無については所属施設の指示に従う。

#### 2) 研修当日

(1) 研修受付

- ①受講者が不織布マスクを着用しているか、確認する。
- ②咳嗽等の気になる症状がある場合は、担当者の判断で受講者に確認する。

(2) 研修当日の山梨県看護協会が行う感染対策

##### 《職員》

- ①職員は入館後、不織布マスクを着用し、手洗い、手指消毒を励行する。
- ②体調管理に留意し、発熱等の症状がある場合は、上司に連絡し出勤を見合わせる。

##### 《館内・研修室の環境整備》

- ①山梨県看護協会の出入口には手指消毒、体温測定器を設置する。
- ②各研修室の収容人数制限はしないが、換気等には十分配慮する。
- ③演習やディスカッションのため対面形式にする場合は、お互い不織布マスクを着用する。
- ④講師ごとにPC周辺およびマイクを消毒用アルコール入りクロスで清掃する。

##### 《昼食とごみの廃棄》

- ①館内で食事する場合は研修室内での摂取とする。自身の座席で、正面を向いて黙食とし、会話の際は不織布マスクを着用する。
- ②昼食ごみは各自で持ち帰る。

##### 《トイレ・洗面所の利用》

- ①3密にならないよう2階トイレ・洗面所、3階トイレ・洗面所を分散して利用するよう案内する。
- ②便座クリーナー、液体せっけん、ペーパータオルの適宜補充を行う。

《リフレッシュルームの利用》

- ① 図書、PC、コピー機を使用する前に、設置してある消毒用アルコールで手指消毒を実施する。
- ② 飲食は禁止とする。

《清掃》

- ① 研修終了後、受講者に自身が使用した机、椅子を環境クロスで拭き掃除をして依頼する。

《書籍販売》

- ① 館内での書籍販売時は、業者には不織布マスクの着用を依頼する。

## 2. 講師への対応

### 1) 研修開催前

(1) 講義見合わせを要請する際の要件 (資料4参照)

- ① 新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症と診断されている。
- ② 研修当日から2日間をさかのぼり感染症を疑う症状がある場合、原則来館による講義を見合わせとする。
- ③ 見合わせの場合、代替え講師への調整、または研修中止、又は延期の判断を行う。

(2) 代替え講師またはWeb研修とする場合

- ① 予定講師が来館できない場合は、代替え講師の調整を行う。
- ② 本協会が活用可能な範囲でWeb研修とする。

### 2) 研修当日の対応

《講義中》

- ① 原則不織布マスクの着用を依頼する。
- ② 適度な間隔で休憩を入れ、密集・密接状態が長時間続かないように依頼する。

## 3. 研修終了後2日以内における受講者・講師の感染確定時の対応

### 1) 受講者・講師への事前依頼

研修終了後に新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症と診断された場合は、本人が山梨県看護協会の事業担当者へ連絡するよう依頼する。

### 2) 山梨県看護協会の対応

◆受講者・講師からの連絡

研修終了後、2日以内に新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症と診断された場合は、山梨県看護協会へ以下の内容を報告する。

《報告手段》

電話、メール

《報告事項》

- |                         |           |        |
|-------------------------|-----------|--------|
| ・研修名と日時                 | ・氏名       | ・所属施設  |
| ・症状出現日                  | ・所属施設への報告 | ・緊急連絡先 |
| ・研修時の体調、不織布マスク装着状況や行動内容 |           |        |



◆山梨県看護協会職員への対応

以下を実施する。

- ①各部長は該当研修における講師・受講者への情報提供を判断する。



◆受講者・講師・関係者全員に連絡が必要と判断した場合は、下記の内容に沿って電話・メールで連絡する。

《連絡内容》

「日時・研修名」で、研修後に新型コロナウイルス（COVID-19）感染症と診断された受講者の発生を伝え、下記の内容を確認する。

《確認・指示事項》

- |                            |       |               |           |
|----------------------------|-------|---------------|-----------|
| ・有熱等の症状                    | ・行動範囲 | ・症状により受診を推奨する | ・所属施設への連絡 |
| ・自宅待機等になった場合は、感染拡大防止に協力を得る |       |               |           |

【委員会】

1. 委員への対応

1) 委員会開始前

(1) 山梨県看護協会の判断による委員会開催方法の変更について

- ①委員会事務局の判断にて、参集による開催が難しい場合は、オンライン開催等への変更を行う。

(2) 委員自身の都合における出席取り止めについて

- ①委員会当日から2日間をさかのぼり感染症を疑う症状がある場合、参加の有無については所属施設の指示に従うことを説明する。

## 2) 委員会当日

- ①委員が不織布マスクを着用しているか、確認する。
- ②咳嗽等の気になる症状がある場合は、委員会担当者の判断で委員に確認する。

他については、【研修】の取り決めに準ずる。

### 資料4 講師依頼文

- \*備考 「入館確認書」(来館者・委員会)の記載は、令和5年10月31日をもって中止する。  
各研修室の使用人数制限は令和6年3月31日をもって中止する。

新型コロナウイルス感染症感染の5類感染症移行に伴い、山梨県看護協会感染管理会議にて「山梨県看護協会における新型コロナウイルス(COVID-19)感染予防対策」に則った感染対策を中止することを決定する。

令和2年7月 1日 作成  
7月 6日 改定  
7月16日 改定  
8月31日 改定  
令和3年5月20日 改定  
令和4年6月21日 改定  
令和4年7月 4日 改定  
令和5年1月 6日 改定  
令和5年5月 8日 改定  
令和5年10月30日 改定  
令和6年3月25日 改定  
令和7年4月 1日 改定